

# 教 員 の 手 当 一 覧

費 目	概 要	支 給 額	創 設	背 景	主 な 経 緯	根 拠 規 定	
給 料 の 調 整 額	特殊教育(特別支援教育)に直接従事する教員に対し支給される手当	本給の平均約6%程度の定額 ※給料見合いとして支給されるため、諸手当の額に跳ね返る。	昭和31年	心身の障害を持つ児童・生徒の教育をつかさどる、勤務の特殊性を考慮	昭和31年 号俸間差額を支給 昭和32年 本給の4%(×調整数2) 昭和33年 支給対象の拡大(養護学校及び特殊学級担当教員【調整数1】) 昭和55年 4%のうち1%を定額化 平成 5年 支給対象の拡大(通級による指導に直接従事する教員) 平成 8年 各職務の級における中位号俸の3%相当(×調整数2)の定額	条例で定める	
教 職 調 整 額	勤務時間管理が馴染まないため時間外勤務手当が支給されない代わりに、教員の職務と勤務態様の特殊性を包括的に評価して一律に支給される手当(校長、教頭は除く)	本給×4% ※給料見合いとして支給されるため、諸手当の額に跳ね返る。	昭和47年	勤務時間管理が馴染まないため時間外勤務手当が不支給	昭和23年 教員への超過勤務手当を不支給 → 「超勤訴訟」 昭和41年 教職員勤務状況調査の実施 昭和47年 勤務状況調査の結果を踏まえ、4%支給	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(支給割合は条例で定める) 【支給義務】	
義務教育等教員特別手当	人材確保法に基づき、教育職員全員に支給される手当	給料の平均約3.8%程度の定額	昭和50年	人材確保法に基づく、計画的な給与改善措置の一環	昭和50年 人材確保法の制定に伴い、本給の4%相当額(定額)を支給 昭和52年 本給の6%相当額の支給(上限、月額15,200円) 昭和53年 月額単価の引上げ(上限、月額20,200円)	教育公務員特例法(内容は条例で定める)	
特 殊 勤 務 手 当	非常災害時等緊急業務	①非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務 ②児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う緊急の業務 ③児童又は生徒に対する緊急の補導業務	①8時間程度の業務で 日額3,200円 ※基大災害時における救援業務 日額6,400円 ②8時間程度の業務で 日額3,000円 ③8時間程度の業務で 日額3,000円	昭和47年	教員の勤務の特殊性	昭和50年 支給日額の改定(1,000円～1,500円 → 1,200円～1,700円) 平成 元年 支給日額の改定(1,200円～1,700円 → 1,500円～2,100円) 平成10年 ①の業務について、支給日額の改定(2,100円 → 3,200円) 基大災害時に救援業務に従事した場合、日額6,400円を支給可能 平成11年 ②の業務について、支給日額の改定(1,500円 → 3,000円) 平成12年 ③の業務について、支給日額の改定(1,500円 → 3,000円)	条例で定める
	修学旅行等指導業務	修学旅行、林間・臨海学校等(学校が計画・実施するものに限る)において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	8時間程度の業務で 日額1,700円	昭和47年	教員の勤務の特殊性	昭和50年 支給額の改定(1,200円 → 1,400円) 平成 元年 支給額の改定(1,400円 → 1,700円)	条例で定める
	対外運動競技等引率指導業務	対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は週休日等に行うもの	8時間程度の業務で 日額1,700円	昭和47年	教員の勤務の特殊性	昭和50年 支給日額の改定(1,000円 → 1,200円) 平成 元年 支給日額の改定(1,200円 → 1,500円) 平成 8年 支給日額の改定(1,500円 → 1,700円)	条例で定める
	部活動指導業務	学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日、休日等に行うもの	4時間程度の業務で 日額1,200円(土、日、休日)	昭和52年	教員の勤務の特殊性(人材確保法に基づく、計画的な給与改善措置の一環)	昭和53年 支給要件の緩和(5時間 → 4時間) 平成 元年 支給額の改定(500円 → 620円) 平成 5年 支給日額の改定(620円 → 750円) 平成 8年 支給日額の改定(750円 → 1,200円)	条例で定める
	入学試験業務	入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日、休日等に行うもの	8時間程度の業務で 日額 900円(土、日、休日)	昭和47年	教員の勤務の特殊性	昭和50年 支給日額の改定(600円 → 720円) 平成 元年 支給日額の改定(720円 → 900円)	条例で定める
多学年学級担当手当	いわゆる「複式学級」を主として担当する教諭等に支給される手当	2つの学年 日額290円 3つの学年 日額350円	昭和34年	多学年の児童・生徒を対象に授業を展開するという職務の困難性に着目	昭和34年 公立学校の単級学校手当及び複式学級手当をもとに新設(単級学校:日額48円、複式学級:日額36円) 昭和37年 支給日額の改正(単級(小学校):80円、3以上の学年:60円、2の学年:50円) 昭和41年 支給日額の改正(単級(小学校):120円、3以上の学年:90円、2の学年:75円) 昭和46年 支給日額の改正(単級(小学校):170円、3以上の学年:130円、2の学年:110円) 昭和49年 支給対象の変更(3の学年:200円、2の学年:160円) 昭和50年 支給日額の改正(3の学年:260円、2の学年:210円) 昭和52年 支給日額の改正(3の学年:280円、2の学年:230円) 平成 2年 支給日額の改正(3の学年:350円、2の学年:290円)	条例で定める	
教育業務連絡指導手当	いわゆる主任手当	日額200円	昭和52年	人材確保法に基づく、計画的な教員給与改善措置の一環として、主任の制度化に伴って創設	昭和50年 主任を省令上明確に位置付け 昭和52年 小中学校の教務主任、学年主任、生徒指導主任に支給 昭和53年 支給対象に研究主任、教育実習主任を追加 昭和53年 上記に準ずると認められるものは「拡大主任」として支給対象	条例で定める	
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある校長、教頭、部主事に対し支給される手当	給料(教職調整額は除く)×校長12～16%、教頭10～12%、部主事8%	昭和33年	管理又は監督の地位としての職務の特殊性(人材確保法による教員給与の改善の一環として、支給率引上げ)	昭和35年 支給対象「教頭」(支給率7%[校長と同率])を追加 昭和36年 校長の支給率の改定(7% → 8%) 昭和40年 支給率の改定(校長 8%→10%、教頭 7%→8%) 昭和42年 支給率の改定(校長 10%→12%、教頭 8%→10%) 昭和54年 支給区分「大規模校」(校長 14%、教頭 12%)を追加 → 「人確法」による給与改善 平成 8年 支給区分「大規模校等の一部の校長」(16%)を追加	条例で定める	
へ き 地 手 当	へき地教育の振興のため、へき地学校に勤務している教職員に支給される手当	へき地級地に応じ、(給料+扶養手当)×25%の範囲内	昭和23年	教育の機会均等及びへき地教育の特殊事情にかんがみ、へき地における教育の水準の向上を図る	昭和27年 特殊勤務手当としてのへき地手当から遠隔地手当へ 昭和31年 定額支給から本給に対する定率へ改正 昭和34年 支給割合の増加(5級地 25%、4級地 20%、3級地 16%、2級地 12%、1級地 8%) 昭和45年 へき地手当に準ずる手当が新設(本給の4%) 平成15年 級別に応じ、25%の範囲内で支給	へき地教育振興法(各級地の支給割合は条例で定める) 【支給義務】	
定 時 制 通 信 教 育 手 当	高等学校の定時制又は通信制の課程の校長、教頭、教員(教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、常勤講師)及び実習助手が対象	給料×10%(管理職手当受給者は8%)	昭和35年	定時制教育及び通信教育に携わる者の職務の複雑困難性	—	高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(内容は条例で定める)	
産 業 教 育 手 当	高等学校の農業・水産・工業・商船の産業教育に従事する教員(教頭、教諭、助教諭、常勤講師)及び実習助手が対象	給料×10%(定時制通信教育手当受給者は6%)	昭和32年	産業教育の特殊性に鑑み、産業教育の振興を図るため	昭和33年 工業(電波を含む)及び商船に拡大。 実習助手に対しても支給可能。 昭和45年 農業及び水産の支給割合の改定(7%→10%) 昭和46年 工業(電波を含む)及び商船の支給割合の改定(7%→10%)	農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律(内容は条例で定める)	

の網掛けは、人材確保法により給与改善が行われた給料及び諸手当

\* 表中「支給額」は、平成16年4月の国立大学法人化前のものであり、現在では各都道府県において支給額及び支給割合を決定している。なお、上記「支給額」については、国庫負担金算定の際の積算根拠として現在も使用している。